

残暑お見舞い申し上げます。今年も九州に洪水が発生している。一早い復旧をお祈りし、謹んでお見舞い申し上げます。あのクソ暑い夏は台風とともに終わり、秋雨前線に吹き込んだ南からの風が線上降水帯を刺激して大雨被害をもたらしました。

消費税増税の10月1日からひと月を切りましたね。複数税率の対応は進んでいますでしょうか？10月からの会計処理は大丈夫ですか？まだ半数以上の方が準備は出来ていないと回答しています。本当に大丈夫でしょうかね。

消費税率が8%から10%に移行される一方で、同時に適用される軽減税率では、酒類・外食を除く飲食料品、定期購読契約に基づく新聞が8%に据え置かれます。イトイン、テイクアウト双方可能な店舗では軽減税率適用の範囲が異なるなど、事業者側の対応も大変複雑になりそうです。それやこれやで、国税庁は今年1日、軽減税率制度で対象の線引きに迷う場合の指針を追加した事例集を公表した。遊園地やファストフード、フードコートなどで想定される対応を記載しています。実際に運用開始となると事業者側の混乱も想定されるので、複数税率制度への対応レジ設置に対する補助金の支給要件を緩和すると発表。従来は対応レジの購入契約から納入、支払いまでを9月末までに終了することが要件だったのですが、消費税率引き上げの10月1日まで間がなくなっていますので、今から注文しても9月末までに納入が間に合わないことが起きる。そもそもは、9月末までに購入契約から納入、支払いまでが終わってなければならぬなんてことは、最初から分かっていたながらレジの買換えなどの準備をしてこなかった企業側が悪いのですけどね。

10月から、「キャッシュレス・消費者還元事業」が始まります。この制度は、対象店舗でキャッシュレス決済をした消費者に購入金額の5%（フランチャイズ傘下の中小企業は2%）をポイント還元する制度です。中小企業には、ポイント発行や端末導入費用の負担はなく、期間中（来年6月まで）は手数料が引き下げられますが、期間が限定ですのでどこまで普及するか？キャッシュレス決済の対応店かどうかは店選びの基本となります。税率が上がってもポイント還元があるので、まとめ買いとかの駆け込み需要の特需が一切ありません。

10月からの消費税率引き上げと軽減税率の導入によって、10月1日以後暫くの間は、取引や請求業務において新旧の消費税率が混在するため、誤りが起こりやすくなります。誤りをなくすため、9月末までに経理上の準備をしておきましょう。

①売上において、出荷から納品・検収までの期間が10月1日をまたぐ場合、売上計上基準の違いによって、適用する消費税率が異なります。得意先と打ち合わせをした上で、社内で情報を共有化いたしましょう。②「20日締め」請求などの場合は、売上計上基準に基づき9月末までの取引を一旦集計し、8%が適用されるものを区分しておきましょう。③仕入先に対して、9月30日までの請求分と10月1日以後の請求分とを分けて請求書の発行をお願いするなどの対応をしましょう。9月30日で決算をする感覚で対処しないと複数税率の対応は出来ませんのでご注意ください。売上、仕入の税率は自社の計上基準での対応となりますから、その税率でいいのかどうか個々に確認が必要となります。